

仕様書

本仕様書は、平和に関する「知の拠点」の展示制作・施工に伴う基本・実施設計を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

平和に関する「知の拠点」に係る展示基本・実施設計業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 履行場所（対象施設）

広島大学旧理学部1号館（広島市中区東千田町一丁目1番59号）

4 業務の目的

被爆建物である広島大学旧理学部1号館について、平和に関する「知の拠点」（以下「本件施設」という。）として再生し、展示を通じて被爆の実相や「ヒロシマの心」を広く発信するため、平和関連資料の展示に必要な基本・実施設計を行う。

5 設計業務の対象等

(1) 本件施設の概要（図1及び2）

- ・所在地 中区東千田町一丁目1番59号
- ・延べ面積（計画面積） 約5,500㎡（保存部分：約2,200㎡（昭和6年竣工）、増築部分：約3,300㎡）
- ・主要構造規模 鉄筋コンクリート造3階建

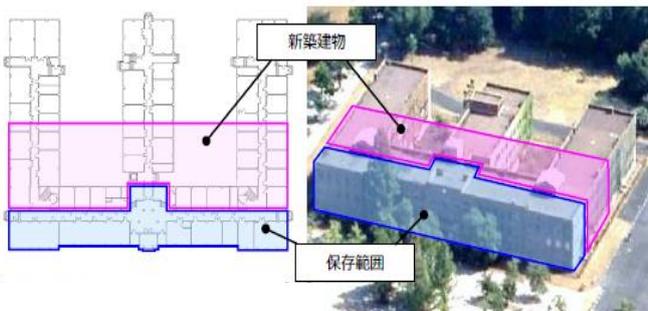
(2) 設計業務の対象

展示室（諸室数：4室、延床面積：約220㎡）及び展示前室（延床面積：約70㎡）について、展示空間構成の作成のほか、展示ケースや展示造作、模型造形、グラフィック、映像情報システム、映像情報コンテンツ、展示照明等の必要な設計を行う。

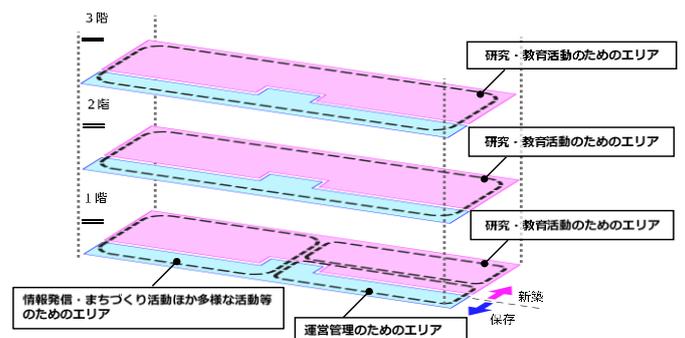
また、これら諸室の配置場所については、1階（図2の「情報発信・まちづくり活動ほか多様な活動等のためのエリア」）とする予定である（詳細は別途委託している施設設計業務によるため、留意すること）。

なお、平和に関する「知の拠点」に係る展示制作・施工業務の概算費用は2.2億円（令和6年度時点の物価水準による金額（税込））を見込んでいる。

（図1）建物の保存範囲等



（図2）各エリアの配置（イメージ）



6 業務内容

別紙「平和に関する『知の拠点』の整備に係る基本計画」、「平和に関する『知の拠点』に係る展示の概要」及び「展示ゾーニングイメージ」に基づき、別途委託している施設設計業務との調整・整合を図りながら、以下の業務を行う。

(1) 展示基本設計

ア 与条件の確認（設計与条件、関連法規、関連業務のスケジュール等）

主な設計与条件は以下のとおりである（設計業務区分は以下7による。）。

- ・展示設備は展示テーマに応じて適切なものにする。
- ・展示ケースなどの展示設備については、展示資料の劣化低減に資する建材・内装材・塗料を使用すること。
- ・展示室等の設備については、将来の補修や展示資料の入替等を考慮した配置・構造・デザイン等となるよう設計すること。
- ・遮光カーテン、ブラインドの設置や外光の影響が少ない場所への展示資料の配置など、遮光対策を講じること。
- ・ユニバーサルデザイン（サイン等の多言語（日本語・英語を想定）や点字対応など）に配慮した設計にすること。

イ 展示シナリオの検討及び決定（展示構成案や展示資料リスト、展示レイアウト、観覧動線計画等）

展示シナリオについては、広島平和記念資料館（附属展示施設を含む。）など平和関連資料の常設展示を行っている本市所管施設の展示内容との重複を避け、広島大学旧理学部1号館や本件施設ならではの特色ある展示となるよう検討を行うこと。

なお、展示資料については、広島市立大学や広島大学、広島平和文化センターの所蔵資料が中心となることを想定している。

ウ 演出・設備計画の検討及び決定

エ 展示基本設計図の作成

（平面図、展開図、立面図、側面図、断面図並びに展示解説等配置図及び展示ケース、展示造作（サインを含む。）、模型造形、グラフィック、映像情報システム、映像情報コンテンツ、展示照明等の各工種概要図（※））

※上記イ及びウの検討結果により必要となったものに限る。

オ 展示製作・施工費概算書の作成

カ 展示製作・施工概略工程計画の作成

キ 内観イメージスケッチの作成

ク 関連法規への対応、施設設計業務との調整等

(2) 展示実施設計

ア 展示構成表の作成

イ 施工に係る特記仕様書・仕上げ表の作成

ウ 展示実施設計図の作成

（平面図、展開図、立面図、側面図、断面図並びに展示解説等配置図及び展示ケース、展示造作（サインを含む。）、模型造形、グラフィック、映像情報システム、映像情報コンテンツ、展示照明等の各工種詳細図（※））

※上記6-(1)-イ及びウの検討結果により必要となったものに限る。

エ 展示設備等メンテナンス計画（展示維持管理費概算書（保守点検費、消耗品費等）を含む。）の作成

オ 備品リストの作成

カ 展示製作・施工費積算書の作成

キ 展示製作・施工工程計画の作成

ク 内観イメージパースの作成

ケ 関連法規への対応、施設設計業務との調整等

(3) 付随業務

上記(1)及び(2)の発注者との打合せや以下アからウまでの関係機関等との協議・会議について、必要資料の作成、同行又は出席及び議事録の作成を行うこと。

ア 施設設計業務の受注者との協議（随時）

イ 広島市立大学や広島大学、広島平和文化センターなど関係団体等との協議（随時）

ウ その他必要と認められる会議

7 設計業務区分

発注者、施設設計業務の受注者（下表では「建築」と表記）及び本件業務の受注者（下表では「展示」と表記）の設計業務区分の案は次のとおりとする。

項目	発注者	建築	展示	備考
床・壁・天井下地・仕上		○	△	・建築と展示の取合い調整が必要 ・演出に係る仕上は本件業務の受注者から施設設計業務の受注者に提案し調整
建築構成物の一次資料		○	△	
展示ケース・什器		△	○	建築と展示の取合い調整が必要
展示造作（動線サイン（展示室内誘導）を含む。）			○	
グラフィックソフト・ハード			○	
模型造形			○	
映像及び音響・情報機器システム			○	
プロジェクター・モニター等 取付用下地		○	△	
映像ソフト・コンテンツ			○	
既製品・備品			○	
施設サイン		○	△	本件業務の受注者から条件提示
著作権処理	○			
空調設備		○	△	本件業務の受注者から条件提示
防災設備		○	△	本件業務の受注者から条件提示
給排水衛生設備		○		
電灯・動力設備		○		
電気設備（照明設備を含む。）		○	△	建築と展示の取合い調整が必要
監視カメラ設備		○		
館内情報通信網設備（LAN、電話配線等）		○		

※「○」は主体業務、「△」は補助的業務を指すが、上記設計業務区分はあくまで概略である。

※記載がない項目については、発注者、施設設計業務の受注者及び本件業務の受注者の三者で協議の上、対応を決定する。また、その結果については、発注者に書面により報告すること。

※重複する工事については、施設設計業務の受注者及び本件業務の受注者の2者で協議し、区分を明確にすること。また、その結果については、発注者に書面により報告すること。

※上記区分は発注段階の案であり、業務実施段階で随時調整するものとする。

8 成果物

受注者は、業務完了時に遅滞なく以下(1)及び(2)に記載の成果物を提出し、検査を受けなければならない。

(1) 展示基本設計

ア 成果物

- ・展示基本設計概略説明書 2部 (A3版)
- ・展示基本設計図 2部 (A3版)
- ・展示製作・施工費概算書 2部 (A4版)
- ・展示製作・施工概略工程計画書 2部 (A3版)
- ・内観イメージスケッチ 2部 (A3版)
- ・打合せ記録簿 1部 (A4版)
- ・上記電子データ 2部 (CD-R)

イ 提出期限

令和8年3月31日

(2) 展示実施設計

ア 成果物

- ・展示実施設計概略説明書 2部 (A3版)
- ・展示実施設計図 2部 (A3版)
(展示構成表、施工に係る特記仕様書・仕上げ表及び備品リスト・備品図を含む。)
- ・展示設備等メンテナンス計画書 2部 (A4版)
(展示維持管理費概算書(保守点検費、消耗品費等)を含む。)
- ・展示製作・施工費積算書 2部 (A3版)
- ・展示製作・施工工程計画書 2部 (A3版)
- ・内観イメージパース 2部 (A3版)
- ・打合せ記録簿 1部 (A4版)
- ・上記電子データ 2部 (CD-R)

イ 提出期限

令和8年3月31日

9 その他

(1) 業務の実施体制

一級建築士の資格を保有する者及び学芸員の資格を保有する者を業務実施体制の中に配置すること(両方の資格を持つ者を配置する場合は1名の配置でも可とする。)

(2) 発注者への報告

受注者は、業務の進捗状況について適宜、発注者に報告(書面であることを問わない)し、確認を得るものとする。

また、展示基本設計については、展示実施設計着手前(令和7年10月末までを想定)までに内観イメージスケッチその他発注者が指定するものについて中間報告を書面により行い、発注者の確認を得ること。

(3) その他の業務との連携

受注者は、本業務に関連する他業務との綿密な連携を図るために必要となる発注者の内部調整等に協力すること。

(4) 関連法規の遵守

受注者は、関係機関と協議・調整を行い、建築基準法、消防法等の関連法規に適合するよう設計を行うこと。

(5) 業務の前提となる本市資料等の活用

本業務の実施に当たっては、以下の資料を参考とすること。

- ・ 平和に関する「知の拠点」の整備に係る基本計画（別紙参照）
- ・ 平和に関する「知の拠点」に係る展示の概要（別紙参照）
- ・ 展示ゾーニングイメージ（別紙参照）
- ・ 平和に係る教育・研究の導入機能等についての取りまとめ（本市ホームページを参照）
- ・ コミュニティスペースに係る導入機能等についての取りまとめ（本市ホームページを参照）
- ・ 展示候補資料一覧表（発注後に提供）

(6) 成果物

成果物に関する内容全て（本文、図表、図面等）は、使用権が発注者に帰属する。

(7) 電子納品について

電子納品に当たっては、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

また、成果物については、発注後に本市が指定するデータ形式で提出すること。

(8) 仕様書に定めのない事項の取扱い

発注者及び受注者で協議の上、定めるものとする。